

貸与奨学金

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

大学院 在学中に

奨学金を希望する皆さんへ

（「スカラネット入力下書き用紙」及び「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」在中）

在学

無利子貸与奨学金

■第一種奨学金

〔定期採用・緊急採用〕

有利子貸与奨学金

■第二種奨学金

■入学時特別増額貸与奨学金

〔定期採用・応急採用〕

申込みの資格や基準は?
...8ページ

貸与奨学金とは
どんな制度かな?
...6ページ

採用された後に
必要な手続きは?
...31ページ

申込手続きが
知りたい。
...22ページ



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

目 次

	ページ
貸与奨学金案内 ダイジェスト	4
はじめに 貸与奨学金を希望する皆さんへ	5
第1部 貸与奨学金制度の概要	6
1. 貸与奨学金の種類と貸与額	6
2. 募集時期	7
3. 対象校	8
4. 貸与奨学金の申込資格	8
5. 貸与奨学金の選考基準	9
6. 貸与奨学金の交付	10
7. 貸与期間	11
8. 利率	12
9. 元利均等返還	12
10. 特に優れた業績による返還免除	13
11. 返還方式	13
12. 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意	15
13. 保証制度	17
第2部 申込手順等	22
1. 申込の流れ	22
2. 申込手順	22
3. 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ	25
4. 収入に関する証明書類	26
5. 収入に関する「スカラネット下書き用紙」の記入要領	27
6. スカラネットによる申込み	29
第3部 奨学金の貸与開始～返還	31
1. 採用決定	31
2. 奨学生採用に係る書類の交付	31
3. マイナンバーの提出	31
4. 「返還誓約書」の提出	31
5. 奨学金貸与中の手続き・注意事項	32
6. 貸与終了後の返還	33
資料 奨学金の返還を延滞した場合	37
参考1 機関保証制度の保証料（目安）	38
参考2 機関保証制度の「保証委託約款」	40

- ◆「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」は24~25ページの間に挟みこんでいます。
- ◆「【用紙②】収入計算書」は「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」**6**~**7**ページに挟みこんでいます。
- ◆「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は巻末に掲載しています。

説明を読みながら、「【用紙①】スカラネット入力下書き用紙」、「【用紙②】収入計算書」、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に必要な事項を記入してください。

【本冊子の用語】

機構	日本学生支援機構
あなた	貸与奨学金に申し込むあなた本人
公庫	株式会社日本政策金融公庫
マイナンバー	マイナンバー（個人番号）

貸与奨学金案内 ダイジェスト

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

貸与奨学金の募集時期はいつですか？

原則、毎年春に在學校を通じて奨学生の募集を行います。在學校に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください。（詳細は7ページ）

貸与奨学金にはどのような種類がありますか？

利子の付かない「第一種奨学金」と、利子の付く「第二種奨学金」があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（利子付）があります。（詳細は6ページ、貸与期間については11ページ）「第二種奨学金」及び「入学時特別増額貸与奨学金」の利率については12ページを参照してください。

どのような人が借りられますか？

2021年度に国内の大学院に在籍しており、高度の研究能力を有し、経済的理由により修業に困難があると認められる人が対象です。貸与基準（学力・家計・人物）により選考を行います。（詳細は8ページ、学力・家計基準は9～10ページ）

保証制度にはどのような種類がありますか？

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあります。奨学金を申し込む時に、どちらか一方を選択します。（詳細は17～21ページ）

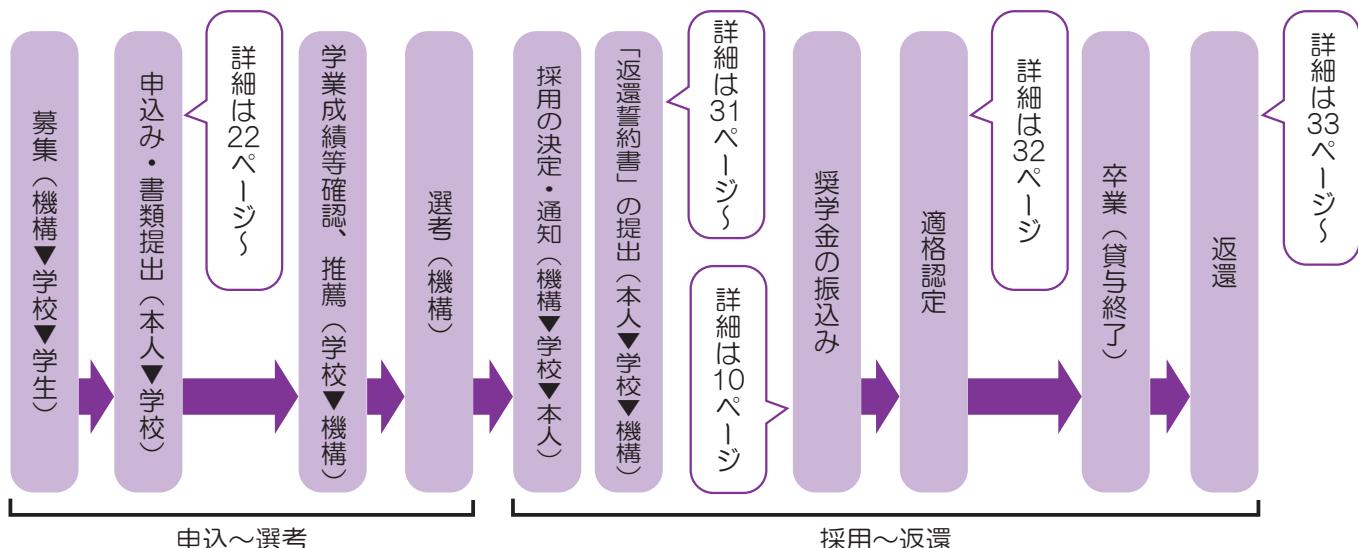
※第一種奨学金で所得連動返還方式を選択した人は機関保証制度のみとなります。

返還方式にはどのような種類がありますか？

「第一種奨学金」を申し込む場合は「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれかを選択します。（詳細は13～15ページ）

※第二種奨学金は定額返還方式のみとなります。

●奨学金の申込みから返還開始までの流れ



機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

みなさんが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、それぞれの描いた夢が叶えられることを期待しています。

★貸与奨学金を申し込む機会は、次のとおりです。

予約採用………大学院へ進学する前に進学予定の大学院の窓口で申し込みます。

在学採用………大学院へ進学後に大学院の窓口で申し込みます。

この冊子では、返還の必要がある貸与奨学金（借入金）の「在学採用」について説明しています。
この冊子をよく読んで、貸与奨学金制度について理解したうえで申込みを行ってください。



重要

1 貸与奨学金（借入金）について

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。

1. 第一種奨学金（無利子）
2. 第二種奨学金（有利子）
3. 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

機構の奨学金（借入金）を申し込む際に、知っておいて欲しい点をいくつか説明します。

- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

【本当に必要な金額？借りすぎに注意！】

- (3) 奨学金の貸与を受けるのは学生本人です。返還義務も本人にあります。
- (4) 貸与奨学生が大学院を修了してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（先送り）する制度等があります。
- (6) 入学時特別増額貸与奨学金は単独での申込みはできません。必ず第一種奨学金又は第二種奨学金と併せて申し込みます。
- (7) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

2 本冊子の構成及び申込手続きについて

本冊子は第1部（6～21ページ）において、貸与奨学金制度の概要及び募集要項を記載しています。最初に読んで、貸与奨学金を申し込む基準を満たしているのかを確認してください。

第1部を読んで奨学金の利用を希望する場合は、第2部～第3部（22～36ページ）の申込手順等、貸与開始から返還の説明をよく読んで理解したうえで、在学校的奨学金窓口を通して申込手続きを行ってください。申込みに基づく学校からの推薦を受けて、機構が選考のうえ、採用の可否を決定し、学校を通じて通知します。

第1部

貸与奨学金制度の概要

1 貸与奨学金の種類と貸与額

貸与奨学金の種類には次の3種類があります。

奨学金の種類	利子	貸与の方法	
第一種奨学金	利子なし	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
第二種奨学金	利子付	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込
入学時特別増額 貸与奨学金	利子付	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込

※第一種奨学金と第二種奨学金は両方受けることができ、両方を受けることを併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。申し込む場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。

※入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。第一種奨学金・第二種奨学金のどちらかに増額して貸与を受ける必要があります。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金の利率については12ページ **8** を参照してください。

①第一種奨学金 大学院の課程の区分に応じた金額を選択します。

奨学金の種類	大学院の課程の区分			
	修士課程相当		博士課程相当	
第一種奨学金	50,000円 88,000円		80,000円 122,000円	

②第二種奨学金

奨学金の種類	大学院の課程の区分				
	修士課程相当		博士課程相当		
第二種奨学金	50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円				

法科大学院において貸与月額15万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。

法科大学院の増額					
4万円増額（15万円+4万円=月額19万円）					
7万円増額（15万円+7万円=月額22万円）					

※増額分の利率については12ページ **8** (2)を参照してください。

※課程の区分については11ページ **7** を参照してください。

③入学時特別増額貸与奨学金（一時金）

入学時の諸費用の負担を補うことを目的として10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。

申込みは入学時（編入学者は編入学時）の1回に限ります。

同時に申し込む第一種奨学金・第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

2 募集時期

採用の種類には、次の「定期採用」と「緊急採用・応急採用」の2種類があり、募集時期が異なります。

(1) 定期採用

原則、毎年春に在学校を通じて奨学生の募集を行います（一次募集）。申込締切日は在学校に確認してください。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。なお、秋に二次募集を行うことがあります。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
第一種奨学金【無利子】	2021年4月	原則として卒業予定期
第二種奨学金【有利子】	2021年4月～9月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】		

（注1）入学時特別増額貸与奨学金を第二種奨学金と同時に申し込む場合、第二種奨学金の貸与始期は、入学年月とする必要があります（例：入学年月が2021年4月の場合、第二種奨学金の貸与始期も2021年4月）。

（注2）秋に二次募集が行われる場合、貸与始期が上表のとおりにならないことがあります。在学校に確認してください。

(2) 緊急採用・応急採用

生計維持者（本人。配偶者がいるときは本人及びその配偶者等）の失業、破産、事故、病気、死亡等又は震災、風水害、火災等の災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生を対象とするものです。

随時募集を行っていますので在学校に相談してください（ただし、家計急変事由が発生した月の翌月を起点として12か月以内に申し込む必要があります）。貸与奨学金の種類ごとの貸与始期、貸与終期は下表のとおりです。

貸与奨学金の種類	貸与始期（いつから）	貸与終期（いつまで）
緊急採用（第一種奨学金） 【無利子】	家計急変の事由が発生した月 ～2022年3月の間で希望する月	2022年3月
応急採用（第二種奨学金） 【有利子】	家計急変の事由が発生した月 ～2022年3月の間で希望する月	原則として卒業予定期
入学時特別増額貸与奨学金【有利子】		

（注1）家計急変の事由の発生した月が2021年4月より前の場合は、家計急変の生じた月まで貸与始期をさかのぼることができます。ただし、2021年度入学者は、入学月より前にさかのぼることができません。

家計急変の事由が発生した月が2021年5月以降の場合は、応急採用（第二種奨学金）に限り、2021年4月まで貸与始期をさかのぼることができます。

（注2）入学時特別増額貸与奨学金を緊急採用・応急採用と同時に申し込む場合、緊急採用・応急採用の貸与始期は入学年月とする必要があります。

（注3）緊急採用（第一種）は毎年願い出により原則卒業予定期まで継続できます。手続きについては在学校へお問い合わせください。

3 対象校

2021年度に国内の大学院に在学している人が対象です。なお、海外大学院の日本校に在学している人は、海外用の奨学生案内を利用して申込手続きをしてください（本冊子で申し込むことはできません）。

4 貸与奨学金の申込資格

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、次の①～④に該当する人は、記載内容をよく読み、申込資格があるか必ず確認をしてください。

①留年中等の人

留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する期間等は申込みできません。

②過去に奨学生の貸与を受けたことがある人

ア. 奨学生として採用されるまでの間に、次の状態であることが判明しその状態を速やかに解消しない場合には、不採用又は採用を取り消します。

I. 過去に貸与を受けた奨学生の返還誓約書が未提出である場合

II. 過去に貸与を受けた奨学生の返還が延滞中である場合

イ. 奨学生として採用されるまでの間に、保証機関より代位弁済が行われたことが判明した場合は、申込資格がありません。また、採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

ウ. 過去に奨学生の貸与を受けた人が、同じ学校区分で、新たに同じ種類の奨学生を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり申込みができない場合があります。

詳しくは11ページ **7** を参照してください。

③債務整理中の人は

債務整理中の人は申込資格がありません。

④外国籍の人

外国籍の人は下表のとおり在留資格等によっては申込みができない場合があります。申込みを行う際は、在留資格及び在留期限（在留期間の満了日）（法定特別永住者及び永住者の場合を除く。）を申告し、申込可能な在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

国籍	在留資格等（※2）	提出書類
日本国外⇒	法定特別永住者（※3） 永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者（※4）	<ul style="list-style-type: none"> •「在留カード」（コピー） •「特別永住者証明書」（コピー） •「住民票の写し」（原本） <p>等、在留資格・在留期間が明記されているもの（いずれか1点）</p>
	上記以外（留学・家族滞在等）⇒	対象となりません

（※1）申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、貸与奨学生の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3）法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

（※4）「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準すると当該者の在学校的の長が認めた人に限ります。将来永住する意思のない人は、貸与対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学生の貸与を受けることができません。

5 貸与奨学金の選考基準

人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学が推薦します。機関では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

[学力基準]

第一種奨学金・第二種奨学金

項目	区分	「第一種奨学金のみ」又は「併用貸与」	「第二種奨学金のみ」
学力基準	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学等・大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
	博士後期課程 博士・歯・薬・獣医学課程	大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。	①又は②のいずれかに該当すること。 ① 大学・大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。 ② 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

(注) 併用貸与の学力基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。

[家計基準]

家計基準 (収入基準額)	第一種奨学金		第二種奨学金		併用貸与	
	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士・歯・薬・獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士・歯・薬・獣医学課程	修士・博士前期課程 専門職大学院課程	博士・博士後期課程 博士・歯・薬・獣医学課程
	299	340	536	718	284	299

本人及び配偶者(配偶者は定職収入がある場合のみ)の2020年分(1月~12月)の収入金額が、該当の収入基準額以下であることが必要です。なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の【参考】給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

【参考】給与所得控除(配偶者のみ)

年間収入金額(控除前)	控除額
400万円以下の場合 (ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である)	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超える場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

- (注1) 第一種奨学金については、収入基準額を超えていても採用される場合がありますので、学校に確認してください。
- (注2) 併用貸与の家計基準については、第一種奨学金及び第二種奨学金を同時に申し込む場合のほか、既に第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、追加で第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込む場合も適用されます。
- (注3) 収入金額については、27ページ「**5** 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領」をご覧ください。
- (注4) 配偶者の給与所得の控除については、奨学金申込画面(スカラネット)に入力すると自動計算となりますので、必ず控除前の年間収入金額を入力してください。

[入学時特別増額貸与奨学金（一時金）]

項目	基準
学力基準	併せて貸与を受けることとなる奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金、併用貸与）の基準を適用（詳しくは9ページ 5 参照）。
家計基準	奨学金申込時における収入金額（詳しくは9ページ参照）が120万円以下であること。 ただし、収入金額が120万円を超えていても、公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたけれど利用できなかった人は、収入金額120万円以下とみなします。

入学特別増額貸与奨学金は、公庫の「国の教育ローン」を申し込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の学生に貸与します。

そのため、以下の公庫が定める「国の教育ローン」の要件を満たさないために、「国の教育ローン」を申し込みことができなかった世帯の学生は対象外です。

（参考）入学時特別増額貸与奨学金を受けるまでの手続きの詳細は25ページ **3** を参照してください。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと
3. 使途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること
5. 過去に公庫の「国の教育ローン」を利用していないこと

公庫の融資の申込み	入学時特別増額貸与奨学金の利用
上記1～5の要件を全て満たしたが公庫の審査の結果、融資を断られた場合	○（利用できます）
上記1～5の要件を満たしており公庫の審査の結果、融資が受けられた場合	×（利用できません）
上記1～5の要件を満たさないために、融資を受けることができなかった場合	×（利用できません）

6 貸与奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込まれます。

(1) 取扱金融機関

奨学金の振込口座に利用できる金融機関は下表のとおりです。

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座



重要

- 初回振込み時において奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。
- 振込口座情報等スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、初回振込みが大幅に遅れることができます。

(2) 奨学金振込日

奨学金は原則、毎月11日に振り込みます。振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日となります。また、初回振込み時は、貸与始期（2ページ **2** 参照）からの月額がまとめて振り込まれます。

詳しくは、「奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）で確認してください。

7 貸与期間

貸与期間は、原則として7ページ「**2 募集時期**」の定期採用及び緊急採用・応急採用の表に示されている貸与始期から貸与終期までです。

ただし、過去に奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（下表【大学院の課程の区分】参照）で、新たに同じ種類の奨学金（第一種又は第二種）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、現に在学する学校の卒業予定期まで再度、奨学金の貸与を受けることができます（以下「再貸与」という）。

貸与奨学金の種類	再貸与の要件	備考
第一種奨学金	<u>全ての学校区分を通じて1回限り</u>	第一種奨学金の再貸与を希望する場合は、別途再貸与に係る申請書の提出が必要となります。詳しくは、在学校に確認してください。
第二種奨学金	<u>各々の学校区分において1回限り</u>	—

[大学院の課程の区分]

区分	左の区分に含まれる課程等
修士課程相当	修士課程 博士前期課程、専門職大学院課程（法科大学院を含む）、一貫制博士課程前期相当分
博士課程相当	博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程※、一貫制博士課程後期相当分 ※6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、博士医・歯・薬・獣医学課程として取扱います。

[参考] 長期履修学生について（詳細は在学校に確認してください。）

職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修学生の貸与期間については、以下のとおりです。

- 第一種奨学金：通常課程の標準修業年限に相当する期間とします。
- 第二種奨学金：所定の手続きを行うことによって学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができます。

8 利率

(1) 利率の算定方法

第二種奨学生金及び入学時特別増額貸与奨学生金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、どちらか一方を選択します。いずれの方式も、利率に上限（年3%）があります。なお、奨学生金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

- ① 利率固定方式：貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
- ② 利率見直し方式：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります（将来、市場金利が上昇（下降）した場合は、貸与終了時の利率より高い（低い）利率が適用されます）。

（注1）貸与終了時に決定した利率とは、機構が奨学生金交付のために借り入れした資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率です（財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます）。

（注2）借り換える財政融資資金は、利率固定方式のためのものが固定利率型、利率見直し方式のためのものが5年利率見直し型です。

（参考）在学猶予・返還期限猶予の説明は36ページ **6 (キ)** を参照してください

(2) 増額貸与利率の算定方法

[増額貸与利率を適用する対象者]

- ①法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
- ②入学時特別増額貸与奨学生金を受けた人

[利率の算定方法]

基本月額に係る利率と増額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」という）を加重平均して算定します。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

- 基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定します（どちらも年3.0%が上限です）。
- 増額貸与利率：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします（財政融資資金の利率が年3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率が適用されます）。

(3) 利率の算定方法の変更手続き

利率の算定方法は、申込時に選択した後も、貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます。

なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学校を通じて変更の手続きをしてください。

(4) 貸与が終了した後に適用される利率について

返還時に適用される利率及び割賦金額は、貸与終了後に機構から「第二種奨学生金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構ホームページにも利率を掲載します。

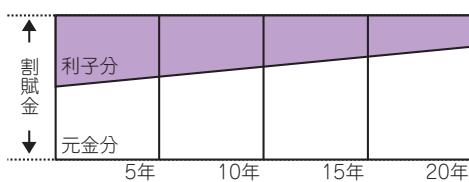
9 元利均等返還

第二種奨学生金及び入学時特別増額貸与奨学生金は、元利均等返還の方法によりますので、月賦返還における毎回の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

(1) 利率固定方式における返還の概略図

利率が返還完了まで一定のため、返還額は一定です。

[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]

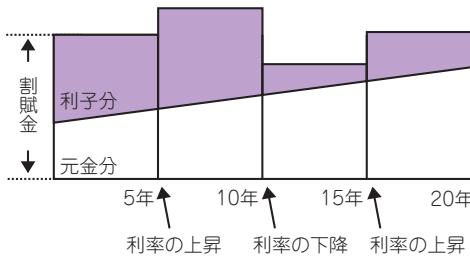


（※）「定額返還方式」の例は以下 **11** を参照してください

(2) 利率見直し方式における返還の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、返還額が増減します（残元金に対する利子も変動します）。

[定額返還方式（※）による最長20年間で返還する場合]



（注1）上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

（注2）利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

（注3）割賦方法として「月賦・半年賦併用返還」（14ページ **11** (2)参照）を選択した場合、半年賦分の返還がある1月と7月は、他の月と比べて返還額が多くなります。

10 特に優れた業績による返還免除

(1) 大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度です。

学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等におけるめざましい活動又は高い評価等を含めて総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としています。なお、博士課程については、学位論文やその他研究論文、あるいは、専攻分野に関する芸術・スポーツにおいて優れた業績が必要です。

(2) 博士(後期)課程1年次については、奨学生採用時に返還免除内定制度があります。学生に博士課程進学のインセンティブを付与し、給付の効果を充実するため、大学院入試の結果等に基づき、大学院博士課程に進学し第一種奨学金の貸与を受ける学生（海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」は対象外）においては、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる制度です。

なお、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。

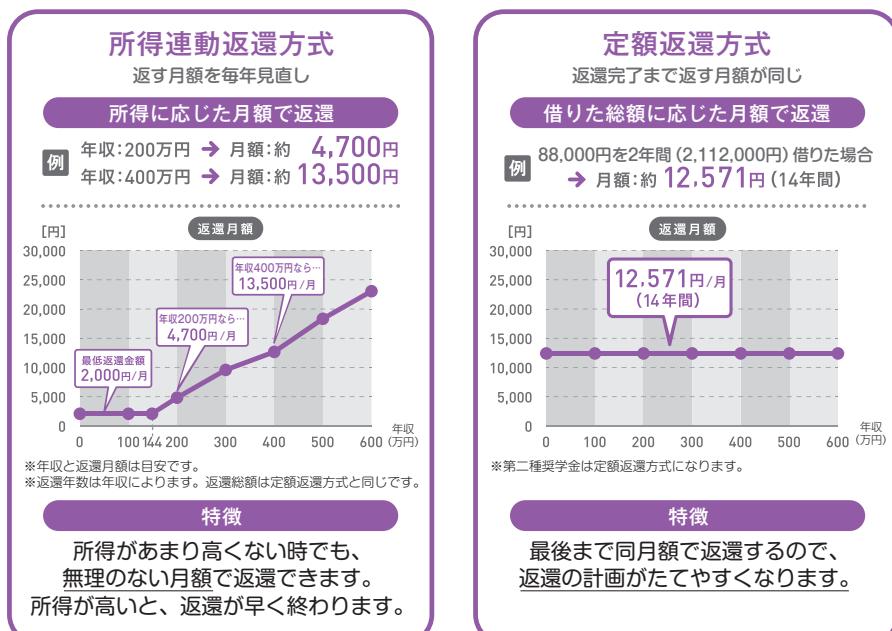
(3) 上記(1)及び(2)の免除申請は希望者が行うものですが、在学校の推薦が必要となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

11 収還方式

(1) 収還方式の種類と概要

第一種奨学金を申し込む人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のどちらかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期も、無理なく返還できる制度です。



●所得連動返還方式と定額返還方式の概要

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金の種類	第一種奨学金のみ	第一種奨学金、第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金
保証制度	機関保証制度（保証料が必要）のみ ※併用貸与又は併願として申し込む場合は、第一種奨学金と第二種奨学金の保証制度は同一となります。ただし、第一種奨学金を所得連動返還方式とする場合に限り、第二種奨学金について、機関保証制度又は人的保証制度のどちらかを選択することができます。 ※「併願」とは：第一種奨学金が不採用の場合、第二種奨学金の貸与を希望すること	機関保証制度、人的保証制度のいずれかを選択
返還月額の算出	採用時に提出したマイナンバーにより毎年情報連携で取得（返還2年目以降）した前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出 (「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12（1円未満の端数は切り捨て）) (参考) 提出方法については31ページ 3 ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更する事が可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の「課税対象所得（課税総所得金額）」の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 (参考) 本ページ 11 (2)
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能 (減額返還制度は利用不可) (参考) 36ページ 6 (キ)	返還期限猶予制度、減額返還制度が利用可能 (参考) 36ページ 6 (キ)

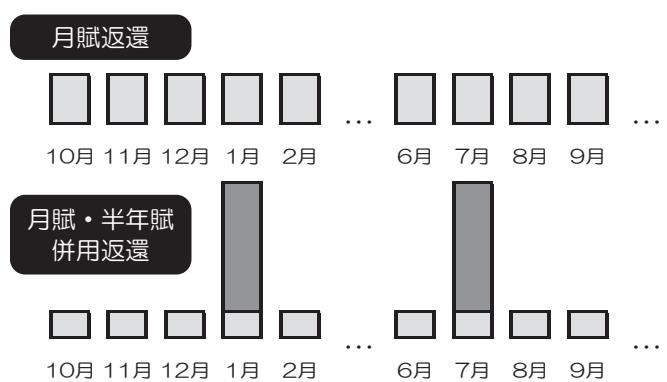
※所得連動返還方式を選択した人が、マイナンバー提出書類を提出しなかった場合は、貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還します。

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

- ① 月賦返還：返還総額を毎月均等に分割して返還する返還方法
- ② 月賦・半年賦併用返還：返還総額の半分を毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分を半年賦（1月と7月）で返還する、月賦と半年賦とを併せた返還方法

毎月の返還のイメージ



(3) 返還方式の変更（第一種奨学金のみ）

変更内容	説明
定額返還方式 → 所得連動返還方式	<ul style="list-style-type: none"> 貸与中及び貸与終了後ともに変更が可能です。 <u>人的保証制度を選択していた場合は、機関保証制度への変更手続きを同時に行うことが必要です。その際、保証料の一括での支払いが必要となります。</u> あなたのマイナンバーを提出したことがない場合は、あなたのマイナンバー及びその他確認書類の提出が必要です。 月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は、月賦返還に変更となります。
所得連動返還方式 → 定額返還方式	<p>・貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。</p> <p>なお、変更手続きの期限は年度によって異なりますので、貸与が終了する年度に変更を希望する場合は、当該年度の4月以降、在学校へお問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も変更手続きの期限を前もって在学校にお問い合わせのうえ、在学校を通じて変更の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証制度は「機関保証」が継続されます（「人的保証」への変更はできません）。

※第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外

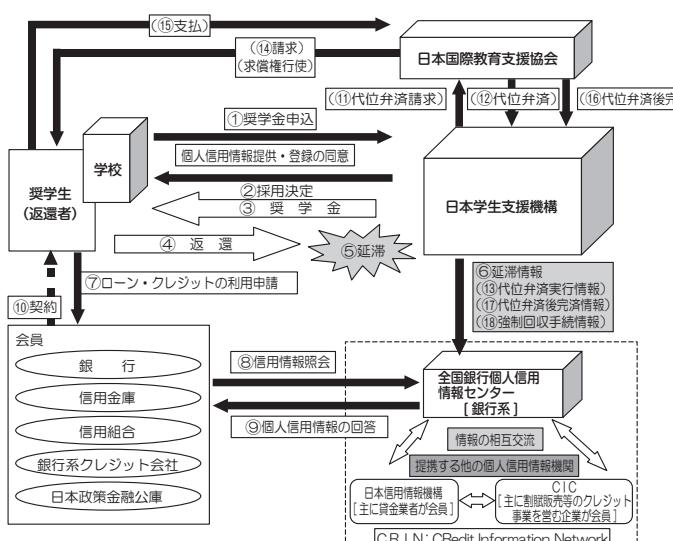
12 個人信用情報機関の登録と利用等についての同意

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については16ページをご覧ください。また、個人信用情報機関（※）への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）に個人情報を登録する対象となります。
- 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了後から5年後に削除されます。
- 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

※個人信用情報機関とは…会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況等個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込

①奨学金申込（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）

②採用決定

③奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

④返還開始

⑤延滞発生

⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員による個人信用情報の利用

⑦ローン・クレジットの利用申請

⑧会員（銀行等）からの信用情報照会

⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答

⑩会員（銀行等）による契約の判断

4. 機関保証制度加入者の例(代位弁済請求～代位弁済完済)

⑪代位弁済請求

⑫代位弁済

⑬個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録

⑭日本国際教育支援協会から返還者への請求

⑮返還者から日本国際教育支援協会への支払い

⑯完済の場合に代位弁済後完済情報を日本学生支援機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）

⑰日本学生支援機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

5. 人的保証制度加入者の例

⑱個人信用情報機関への強制回収手続情報の登録

【個人信用情報同意条項】 機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

左記の個人信用情報機関では、
本書面の書き方を含め奨学金に
関するご質問にはお答えできま
せん。

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

(注) 全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「個人信用情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

13 保証制度

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、奨学生の貸与を受ける本人が、いずれか一方を申込時に選択することが必要です。なお、どちらを選択した場合でも、奨学生の貸与を受けた本人が奨学生返還の義務を負うことには変わりはありません。

機関保証制度	人的保証制度
<p>保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「保証機関（協会）」という。）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。</p> <p>※一定の保証料の支払いが必要です。</p> <p>※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。</p>	<p>機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けもらう制度です（19ページ 13 (イ) (1)参照）。</p> <p>※必要な書類（19ページ 13 (イ) (4)参照）を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。</p>

保証の変更について

変更内容	変更の可否及び説明
機関保証 → 人的保証	機関保証から人的保証への変更はできません。
人的保証 → 機関保証	<p>人的保証から機関保証への変更については、以下の場合に在学を通じて願い出ることができます。</p> <p>【願い出の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合 連帯保証人又は保証人の死亡・破産等やむを得ない事情が生じたが、代わりの連帯保証人又は保証人を選任することが困難な場合 <p>※なお、あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状況である場合は、保証の変更はできません。</p> <p>【保証料】</p> <p>変更する場合は、貸与始期にさかのぼり保証料を一括で支払う必要があります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学生から一定の保証料が差し引かれます。</p>

(ア) 機関保証制度

(1) 制度の概要

保証機関（協会）に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには、一定の保証料の支払いが必要です（原則として機構が毎月の奨学生貸与額から保証料を徴収し、あなたに代わり協会に支払います）。保証委託約款は40ページを参照してください。協会のホームページ（<http://www.jees.or.jp/>）も併せてご覧ください。

なお、第一種奨学生の返還方式（13～14ページ 11 (1)参照）を「所得連動返還方式」とする場合、機関保証制度を選択する必要があります。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会する「本人以外の連絡先」となる人を指定する必要があります。そして、「本人以外の連絡先」となる人には、奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。この「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金していただくことになります。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は31ページ 4

(2) 保証範囲と保証期間

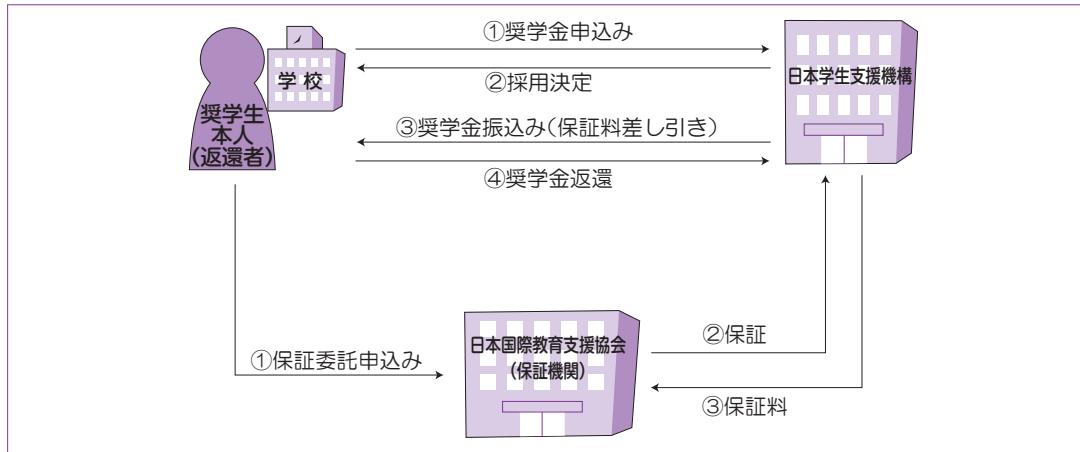
保証範囲は、元金、利子（第二種奨学生及び入学時特別増額貸与奨学生）及び延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。保証機関（協会）は、第一回目の保証料を受領したときから保証を開始します。

(3) 保証料

保証料の月額は、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

保証料は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」でお知らせします。機構は、毎月の奨学生の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学生から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証料（目安）は、38～39ページ「参考1 機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。奨学生の貸与月額等の変更があれば、保証料月額も変わります。

(4) 保証の申し込みから奨学生の貸与・返還まで



- ① あなたが機構に奨学生を申し込みます。同時に保証機関（協会）に対し保証委託を申し込みます。
- ② 保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学生の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
奨学生から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学生の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

(5) 保証料の返戻

次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しする場合があります。

- ① 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ② 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③ 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学生振込口座又は振替用口座です。死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学生返還免除願」を申請した方が届け出た口座へお返しします。

(6) 機関保証と返還

機関保証を選択している場合でも、奨学生は貸与を受けたあなたが返還しなければなりません。

保証料を支払っているからといって、「奨学生の返還をしなくても構わない」といった誤った考え方をもたないようにしてください。

(7) 保証機関（協会）による保証債務の履行（代位弁済）

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予が承認されている場合は除く）、一定期間経過後、機構からの請求によって保証機関（協会）があなたに代わり機構へ債務を弁済します（保証機関（協会）は、機構が持っていたあなたの債権を取得します）。このことを「代位弁済」といいます。

保証機関（協会）が代位弁済を行った後、あなたは、保証機関（協会）に対して原則として一括で代位弁済額を返済することになります。代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が加算されます。また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。特別な理由がある場合には、保証機関（協会）は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

なお、保証機関（協会）が代位弁済を行った後、学校に再度入学して新たに奨学生の貸与を希望しても、奨学生を申し込むことはできません。

(イ) 人的保証制度

(1) 制度の概要

連帯保証人及び保証人として機構が定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学生の返還について連帯保証人及び保証人（それぞれ1人ずつ、合計2人）を引き受けてもらう制度です。人的保証を希望する場合には、あらかじめ、連帯保証人、保証人等の役割を説明したうえで引き受けてもらうようお願いし、奨学生の返還について承諾をもらってください。なお、奨学生採用時に保証人等の署名等をととのえた「返還誓約書」を定められた期限までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金していただくことになります。

（参考）「返還誓約書」の提出の説明は31ページ **4**

(2) 連帯保証人・保証人の役割

連帯保証人

奨学生の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

保証人

あなた及び連帯保証人が奨学生を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、ますあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。

※本機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。

(3) 必要な手続き

奨学生として採用された際に提出する「返還誓約書」に連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）したうえで、次の(4)の書類を提出してもらいます。

（注）「返還誓約書」提出時以外にも、奨学生の貸与額・返還額に変動がある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要になります。

(4) 連帯保証人・保証人の必要書類（「返還誓約書」提出時）

必要書類	連帯 保証人	保証人	備考
市区町村で発行された 「印鑑登録証明書」（コピー不可） (誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの)	○	○	印鑑登録証明書に記載の住所と、スカラネットで入力する住所は、一致している必要があります。
収入に関する証明書類 (コピー可)	○	×	（例）源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、年金振込通知書等
「返還保証書」（コピー不可） 及び資産等に関する証明書類（コピー可）	△	△	20ページの連帯保証人・保証人の選任条件の例外に該当する場合に提出が必要となります。 ※資産等に関する証明書類は、源泉徴収票、確定申告書（控）、所得証明書、預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等

○：全員提出が必要。 △：選任した人によっては提出が必要な場合がある。 ×：提出は不要。

（注）必要書類は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

(5) 連帯保証人・保証人の選任条件

①連帯保証人の選任条件 【原則、父母】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

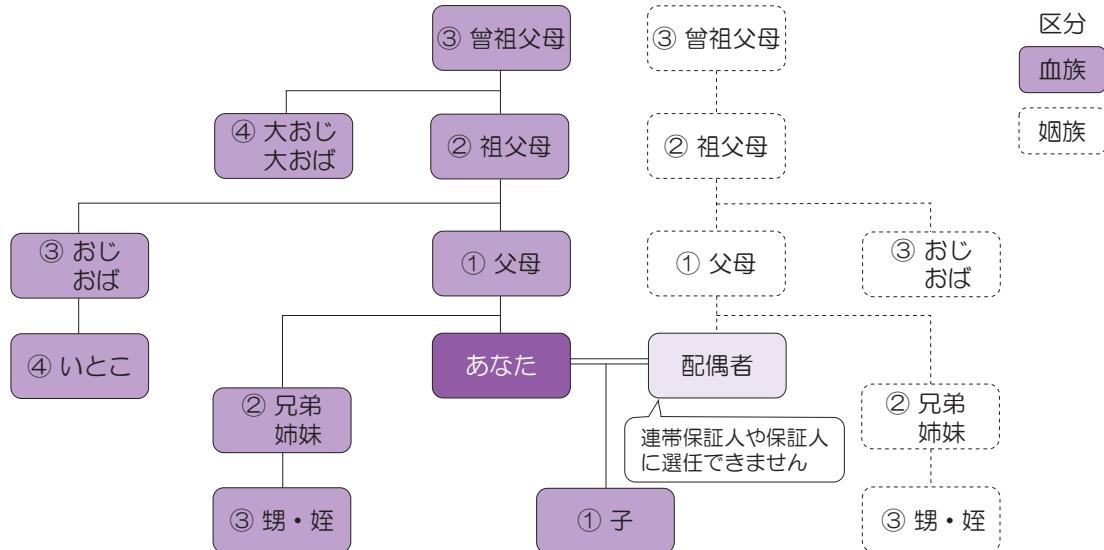
項番	選任条件	備考
(1)	あなたが未成年者の場合は、あなたの親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。	
(2)	あなたが成年者の場合は、あなたの父母。父母がない等の場合は、4親等以内の親族の人。	※例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
(3)	あなたの配偶者・婚約者でない人。	
(4)	未成年者・学生・債務整理中（破産等）でない人。	
(5)	あなたが貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

②保証人の選任条件 【原則、おじ・おば・兄弟姉妹等】 次の条件のすべてを満たす人を選任してください。

項目番号	選任条件	備考
(1)	あなたの父母以外の人。	※例外として、以下の場合は保証人に選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。 ・離婚により親権を失った父母 ・養子縁組により親権を失ったあなたの実父母 ・配偶者の父母
(2)	あなた及び連帯保証人と別生計の人。	
(3)	あなた又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。	
(4)	4親等以内の親族。	※例外として、4親等以内の親族でない人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
(5)	スカラネットに入力する誓約日時点(2021年4月以降)で65歳未満の人。	※例外として、スカラネットに入力する誓約日時点(2021年4月以降)で「65歳以上」の人を選任できる場合があります。詳しくは本ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外を参照してください。
(6)	未成年者・学生・債務整理中(破産等)でない人。	※スカラネットに入力する誓約日時点(2021年4月以降)で成年(20歳)に達している学生ではない兄弟姉妹の場合は、あなた及び連帯保証人と別生計の人であれば選任できます。
(7)	あなたが貸与終了時(貸与終了月の末日時点)に満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人。	

【4親等以内の主な親族】

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます。ただし、配偶者は連帯保証人や保証人に選任できません。



連帯保証人・保証人の選任条件の例外

19～本ページ(5)の表中の備考のとおり、例外として、以下の(1)～(6)に該当する人については、貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人(21ページ参照)であれば選任できます。

- (1) 4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合 ※あなたが成年者の場合のみ
- (2) 離婚して親権を失った父母を保証人に選任する場合
- (3) 養子縁組により親権を失ったあなたの実父母を保証人に選任する場合
- (4) 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- (5) 4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- (6) スカラネットに入力する誓約日時点(2021年4月以降)で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす人であれば選任できます。ただし、そのことを示す「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要となります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください（「返還保証書」は採用された後、「奨学生のしおり」（機構ホームページに掲載）に掲載されているのでコピーして使用してください）。

【貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件】

条件		資産等に関する証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等（注1）（注2）
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書、確定申告書の控等（注2）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額	預貯金残高証明書（注3）
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額	固定資産評価証明書（注3）

（注1）年金収入は給与として取り扱います。

（注2）証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。

（注3）誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

上記のA～Cを組み合わせて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A+B	（預貯金残高÷16年）十年間収入 \geq 320万円（注4）
A+C	（固定資産の評価額÷16年）十年間収入 \geq 320万円（注4）
B+C	預貯金残高+固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額
A+B+C	（預貯金残高+固定資産の評価額）÷16年十年間収入 \geq 320万円（注4）

（注4）320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者のうち給与収入以外の所得もある人については、年間所得金額（年間所得 \geq 220万円）により判断してください。

【連帯保証人及び保証人の選任について よくある質問】

Q1	配偶者の父母を連帯保証人に選任することができますか。
A1	本人が成年者の場合は配偶者の父母を連帯保証人に選任することができます。なお、配偶者の父（母）を連帯保証人に選任した場合、配偶者の母（父）を保証人に選任することはできませんのでご注意ください（20ページ②保証人の選任条件（3）より、連帯保証人の配偶者は保証人に選任できません）。
Q2	離婚して親権を失った父（母）を保証人に選任することはできますか。
Q3	養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任することはできますか。
Q4	配偶者の父母を保証人に選任することはできますか。
A2 ～4	次の条件を満たせば例外的に保証人に選任できます。あなた及び連帯保証人と別生計の人であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人であることが条件です。 ※スカラネット入力時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父（母）」「その他（4親等以内）」ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、採用後に返還誓約書を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です（20ページ連帯保証人・保証人の選任条件の例外参照）。
Q5	2021年3月に成人（20歳）となる兄弟姉妹を保証人に選任することができますか。
A5	スカラネットに入力する誓約日時点（2021年4月以降）で成人（20歳）に達している兄弟姉妹については、下記の条件を満たせば保証人として選任できます。 ・学生でない人（学生である人を保証人に選任できません） ・本人及び連帯保証人と別生計の人 ・債務整理中でない人 ※スカラネットで保証人の情報を入力する際に、「連帯保証人と保証人は別生計ですね。」という設問に「はい」を選択してください。 ※兄弟姉妹は2親等の親族のため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

第2部

申込手順等

貸与奨学金の申込みは、貸与を希望する学生が、①必要な書類を在學校へ提出すること、及び②インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし必要事項を入力することが必要です。特に②の入力を「スカラネット入力」といいます。

申込書類を学校に提出しないと、スカラネット入力を行うことができません。以下のことをよく読んで、申込み・その他の手続きを正しく行ってください。

1 申込の流れ

申込みの手順は次のとおりですが、別途在学校から指示があった場合はそれに従ってください。

以下《1》～《9》は、「**2 申込手順（本ページ～24ページ）**」の《1》～《9》に対応しています。

《1》 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成



《2》 選択事項（貸与月額、振込口座、利率の算定方法等）の決定



《3》 「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備



《4》 「スカラネット入力下書き用紙」及び「収入計算書」の記入



《5》 申込書類（「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」、「収入に関する証明書類」等）を在學校へ提出



《6》 在学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領



《7》 スカラネット入力



《8》 スカラネット入力完了（受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記）



《9》 在学校より追加の書類の提出指示（入学時特別増額貸与奨学金希望者で、必要書類の提出が必要な人）

2 申込手順（**1 申込の流れ《1》～《9》の詳細**）

《1》 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の作成

巻末「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）の記載内容（個人信用情報の取扱いに関する同意条項を含む）を確認のうえ、本人が記入・自署をして提出してください（「確認書兼同意書」の記入例を参照してください）。



重要

- ・「確認書兼同意書」の本人住所は、現住所を記入してください。
 - ・氏名は本名を記入してください。
- （参考）個人信用情報機関の説明は15ページ **12** を参照してください。

<<2>> 選択事項の決定

スカラネット入力の際は、次の内容を選択・入力することが必要になります。あらかじめ本冊子の説明をよく読んで、決めておいてください。

★決めておく主な項目

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| ①奨学生の申込内容（下記「●奨学生申込情報」参照） | ④利率の算定方法（12ページ 8 参照） |
| ②奨学生の貸与月額（6ページ 1 参照） | ⑤保証制度（17～21ページ 13 参照） |
| ③奨学生振込口座（10ページ 6 (1)参照） | ⑥返還方式（13～15ページ 11 参照） |

●奨学生申込情報

スカラネット C-奨学生申込情報の表示	解説
(1) 第一種奨学生のみ希望します。	第1希望：第一種 第一種奨学生が不採用となっても第二種奨学生は希望しない。
(2) 第一種奨学生を希望するが、不採用の場合 第二種奨学生を希望します。	第1希望：第一種 第2希望：第二種 第一種奨学生が不採用となった場合は、第二種奨学生を希望する。
(3) 第二種奨学生のみ希望します。	第1希望：第二種 第一種奨学生の基準に該当しない。又は第一種奨学生を希望しない。
(4) 第一種奨学生及び第二種奨学生との併用 貸与のみを希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、奨学生を希望しない（どちらか一方のみの貸与は希望しない）。
(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学生のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学生を希望する（第二種奨学生のみの貸与は希望しない）。
(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学生不採用の場合、第二種奨学生を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 第3希望：第二種 第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学生を希望するが、不採用の場合は、第二種奨学生を希望する。
(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学生のみ希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種 第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学生を希望する（第一種奨学生のみの貸与は希望しない）。
(8) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、第一種奨学生への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学生から、第一種奨学生への変更を希望する。 ※第二種奨学生の奨学生番号の入力が必須。
(9) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、第二種奨学生への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学生から、第二種奨学生への変更を希望する。 ※第一種奨学生の奨学生番号の入力が必須。
(10) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第一種奨学生に加えて、第二種奨学生の貸与を希望する。 ※第一種奨学生の奨学生番号を入力。
(11) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。	貸与中の第二種奨学生に加えて、第一種奨学生の貸与を希望する。 ※第二種奨学生の奨学生番号を入力。
(13) 第一種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第二種奨学生への変更を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第二種 貸与中の第一種奨学生に加えて、第二種の貸与を希望する。第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、第二種奨学生への変更を希望する。 ※第一種奨学生の奨学生番号を入力。
(14) 第二種奨学生の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。併用貸与不採用の場合、第一種奨学生への変更を希望します。	第1希望：第一種と第二種（併用） 第2希望：第一種 貸与中の第二種奨学生に加えて、第一種の貸与を希望する。第一種奨学生と第二種奨学生を両方同時に貸与が受けられなければ、第一種奨学生への変更を希望する。 ※第二種奨学生の奨学生番号を入力。

※(12)は欠番です。

「●奨学生申込情報」について、以下の注意事項を確認してください。

希望する申込区分	注意事項
(5)～(7)を希望	併用貸与が不採用になった場合を想定して第2希望の貸与奨学生の月額を選択してください。なお、採用後、貸与月額を減額することができます。
予約採用候補者が在学採用で(8)、(9)、(13)又は(14)を希望	<p>① 予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては(8)、(9)、(13)又は(14)を選択し、貸与中の奨学生番号を入力してください。</p> <p>② 予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては(1)又は(3)を選択し、別途(8)、(9)、(13)又は(14)を希望することを学校担当者に申し出てください。</p>
予約採用候補者が在学採用で(10)又は(11)を希望	<p>① 予約採用の奨学生番号が決定している場合： スカラネット入力においては(10)又は(11)を選択し、貸与中の奨学生番号を入力してください。</p> <p>② 予約採用の奨学生番号が決定していない場合： スカラネット入力においては(10)又は(11)を選択し、貸与中の奨学生番号入力欄は空欄のままにしてください。</p>

※緊急採用・応急採用を申し込む場合は、(1)(3)(4)(10)(11)の中から希望するものを1つ選んでください。

※申込区分(8)～(14)を希望し、不採用となった場合でも貸与中の奨学生が打ち切られることはあります。

《3》「証明書類」等の取得・「スカラネット入力下書き用紙」の準備

以下の書類を取得してください。書類によっては取得に時間のかかるものもありますので、速やかに準備を始めてください。

★取得する書類

- ① (全員) 「収入に関する証明書類」 ⇒ 26~27ページを参照してください
- ② (該当者のみ) 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書類」 ⇒ 8ページを参照してください
- ③ (全員) 奨学生本人の奨学生振込口座として利用する口座通帳等のコピー
⇒ 「スカラネット入力下書き用紙」(注)11ページを参照してください
- ④ 市区町村で発行された学生本人の「住民票」 ⇒ 31ページ 4を参照してください
- ⑤ (機関保証の場合) 本人以外の連絡先の届出事項の記載があるメモ等
⇒ 17ページ 13 (ア)(1)、「スカラネット入力下書き用紙」8ページ「3. 本人以外の連絡先について」を参照してください
- ⑥ (人的保証の場合) 市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑦ (人的保証の場合) 連帯保証人の「収入に関する証明書類」
- ⑧ (人的保証の場合) 市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」
- ⑨ (人的保証の場合で例外に該当する人を選任する場合) 選任する人の「資産等に関する証明書類」
⇒ 6~9については19ページ 13 (イ)(4)を参照してください

《4》「スカラネット入力下書き用紙」及び「収入計算書」の記入

《3》で取得した書類を参考しながら、「スカラネット入力下書き用紙」及び「収入計算書」に必要事項を記入してください。

《5》申込書類を在学へ提出

定められた期限までに、以下①~⑥の書類を在学へ提出します。提出前に必要書類が不備なくとのっているか確認してください。

★奨学生申込時に在学へ提出する書類

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| ① 確認書兼同意書 | ⑤ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書類
(該当者のみ) |
| ② スカラネット入力下書き用紙 | ⑥ その他学校が指定する書類 |
| ③ 収入に関する証明書類 | |
| ④ 収入計算書 | |

(注1) 提出された書類は返却しません。特に、後日原本が必要となるものは必ずコピーをとっておいてください。

(注2) ③の書類については、マイナンバーが記載された書類を在学へ提出しないでください。

《6》在学から「識別番号(ユーザID・パスワード)」を受領

在学が提出書類を確認のうえ、スカラネットによる申込み(インターネット入力)に必要な「識別番号(ユーザID・パスワード)」を交付します。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

《7》スカラネット入力

在学が定めた期限までに、スカラネットより申込みを行います。申込みは、「スカラネット入力下書き用紙」を参考し、奨学生の貸与を受けるあなた自身が行ってください。

スカラネットによる申込手順は、29~30ページ「6 スカラネットによる申込み」を参照してください。

《8》スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。

《9》在学より追加の書類の提出指示

入学時特別増額貸与奨学生希望者で、追加で書類の提出が必要な人は、在学より提出の指示があります。25ページ「3 入学時特別増額貸与奨学生を受けるための手続きの流れ」を参考に必要書類をととのえてください。

3 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続きの流れ

10ページ **5** で案内した入学時特別増額貸与奨学金について説明します。

«1» 入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるための要件

入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けるためには、次の(1)又は(2)のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 奨学金申込時の家計基準における収入金額（10ページ **5** 参照）が120万円以下となる人
⇒在学校の推薦後、初回交付時に入学時特別増額貸与奨学金も併せて振り込まれます。

- (2) 上記(1)以外の人で必要書類を提出した人

奨学金申込時の家計基準における収入金額が120万円を超える人は、在学校へ以下«2»の必要書類を提出する必要があります。収入金額が120万円を超え、書類提出必要者であるかは在学校から伝えられます。

«2» 入学時特別増額貸与奨学金の書類提出必要者（収入金額が120万円を超える人）

入学時特別増額貸与奨学金の書類提出が必要と在学校から連絡を受けた人は、在学校が指定する期限までに、下表の必要書類（第一種奨学金はア及びイ、第二種奨学金及び併用貸与はア～ウが必要）を不備なくととのえて提出してください。提出後、入学時特別増額貸与奨学金が振り込まれます。なお、学校からの連絡時期の都合上、原則として必要書類を提出できる時期は採用後になるため、入学時特別増額貸与奨学金の振込みまでには時間要する場合があります。

	必要書類	説明
ア	「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	在学校から受け取り、記入してください。
イ	融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー（庄着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも併せて提出してください）	公庫が定める申込みの要件を満たしたうえ、審査の結果、融資できないと判断された人に発行されるものです。したがって、公庫から融資できると判断された人、公庫へ一旦申し込んだ後に当該申込みを取り下げた人、又は公庫が定める申込みの要件を満たさない人は、入学時特別増額貸与奨学金を利用できません。
ウ	「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」 (第二種奨学金及び併用貸与申込者のみ必要)	在学校から受け取り、記入してください。 人的保証制度を選択した人は、連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）と「印鑑登録証明書」の添付が必要となります。



重要

- ・入学時特別増額貸与奨学金を利用するためだけの理由で公庫の「国の教育ローン」を申し込んだ場合（公庫の「国の教育ローン」を利用する意思がない場合）は、公庫において申込みを受け付けてもらえないで、ご注意ください。
- ・公庫が定める申込みの要件は、公庫にお問い合わせください。
(参考) 10ページ「公庫が定める「国の教育ローン」の要件」
- ・公庫の「国の教育ローン」の融資を受けることができた人は、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

4 収入に関する証明書類

本人及び配偶者（配偶者については定職収入がある場合のみ）の証明書類が必要です。

なお、生活費や授業料等の支払いに対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください。収入の合計金額を「〇」万円とする等、学費や生活費に不十分な額とはしないでください。

(1) 収入の種類と【用紙②】収入計算書」及びスカラネットに記入・入力すべき内容

	対象者		該当する主な収入	記入すべき1年分の収入金額	注意事項
	本人	配偶者			
定職	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	勤務条件が常勤である場合の収入	給与所得者の場合、「2020年分源泉徴収票」の「支払金額」	給与所得とは給与・賞与、専従者給与等を指します。
				給与所得者以外（個人事業主等）は「2020年分所得税の確定申告書(控)」の「所得金額」、又は「2020年分市県民税申告書(控)」の「所得金額」	
アルバイト	<input checked="" type="radio"/>	—	定職以外の収入	複数の支払元がある場合は、収入の合計金額	宿直・ビルの管理人等の場合、「週あたりの就労時間」には拘束時間ではなく実働時間をスカラネットに入力してください。
父母等からの給付額	<input checked="" type="radio"/>	—	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの	自宅 通学者 食費・住居費等金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額	日常生活費(食費・住居費・光熱費等)については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外 通学者 金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額	
奨学金	<input checked="" type="radio"/>	—	1年間に受けた全ての給付・貸与奨学金	1年間の奨学金の合計額 (保証料を含む)	現在申込中のものは除きます。
その他の収入	<input checked="" type="radio"/>	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取崩額等	失業給付・児童扶養手当等の受給額、預貯金取り崩しの合計額	預貯金の取崩しについては、(注1)を参照してください。

(注1) 預貯金を取り崩して生活をしている場合は、「その他の収入」に取り崩した預貯金額を入力して下さい。

(注2) 本人の日常生活を営むうえでかかる費用が父母等の家計より支出されている場合は、その額を「父母等からの給付額」欄に入力してください。

(注3) 前年(2020年)の収入金額に対して、本年(2021年)の収入見込額に変動がある場合は、本年見込額も入力する必要があります。前年と変動がない場合は、本年見込額の記入・入力は不要です。

(2) 収入に関する必要な証明書類(証明書類はコピー可です。提出された証明書類は返却できません。)

「【用紙②】収入計算書」に必要事項を記入し、該当する証明書類を添付のうえ、学校に提出してください。

2020年（1月～12月）の証明書類	定職収入がある場合	<p>源泉徴収票（給与所得者） 所得税の確定申告書（控）（給与所得者以外） ＊確定申告書（控）に税務署の受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書（その2）のいずれか一つの添付が必要。なお、確定申告書（控）と、市区町村発行の所得証明書又は課税証明書、税務署発行の納税証明書（その2）の対象年度が異なっていても差し支えない。 ＊確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表のいずれか一つの添付が必要。</p>
	アルバイト収入の場合	アルバイト先の源泉徴収票、給与支払証明書等
	父母等からの給付額	給付の年額の証明（「【用紙②】収入計算書」裏面：父母等が記入、自署）
	奨学生を受けている場合	<p>奨学生採用決定通知 奨学生受給額を証明する書類</p>
	その他	雇用保険受給資格者証、各種手当の通知書、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳（口座名義人と直近3か月程度の記帳部分）のコピー等
上記以外に2021年（1月～12月（見込み含む））の証明書類も併せて提出が必要な場合	2020年（1月～12月）の収入から変動がある場合	<p>直近3か月以上の給与明細・年収見込証明書（定職・アルバイト収入がある場合） 退職証明書 当該収入を証明できる書類（父母からの給付額・奨学生・その他の収入がある場合は、上記の2020年の取扱いと同様）</p>

（注）「収入計算書」について

- ・収入金額を推算する必要がある場合は、裏面の余白に計算式を記入してください。
- ・支出項目については、「日常生活費」「授業料（設備拡充費、実習費等は含まない授業料年額）」「通学費」「その他の費用」に分類し、それぞれ支出した金額を自己申告により記入してください（証明書類不要）。
- ・本年見込用について前年と変動がない場合、収入見込額欄及び支出見込額欄の記入は不要です。

5 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

「スカラネット入力下書き用紙」**9** ページ「Ⅰーあなたの所得情報」の記入について説明します。

「スカラネット入力下書き用紙」に収入状況（所得情報）を必ず記入のうえ、スカラネットに正しい情報を入力してください。

「スカラネット入力下書き用紙」

定職 アルバイト 父母等からの給付額 奨学生（現在申込中のものは除く） その他の収入 配偶者の収入（定職収入のみ）	の6項目について、それぞれ算出してください。	ア 前年収入 (2020年1月～12月の年間収入金額)
		イ 本年見込※ (2021年1月～12月の収入見込金額) ※前年の収入金額に対して、変動が見込まれる場合に限り、入力してください。また、この場合も、前年の収入金額は必ず入力してください。

実際の入力イメージ（収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てて入力してください。）

定職	勤務先（注1） 1. []	職業 []	収入金額（年額・税込：注2）		本年見込 就労時間（注3） [] 時間
			前年 [] 万円	本年見込 [] 万円	
	2. []	[]	[] 万円	[] 万円	
アルバイト	1. []	[]	[] 万円	[] 万円	週当たり [] 時間
	2. []	[]	[] 万円	[] 万円	
	3. []	[]	[] 万円	[] 万円	
父母等からの給付額（年額・税込）			[] 万円	[] 万円	
奨学金（現在申込中のものは除く）（年額・税込）			[] 万円	[] 万円	
その他の収入（内容）（全角20文字以内） (年額・税込)		[]	[] 万円	[] 万円	

配偶者（定職収入のみ）

給与所得の場合 [] [] 万円 [] 万円

給与所得以外の場合 [] [] 万円 [] 万円

計

ア [] 万円 イ [] 万円

合計金額が0万円と
ならないよう
前年収入金額を
入力する

前年に対して変動が見込まれる
場合に限り入力する
(入力がなかった場合、前年収入
金額より審査を行います。)

（注1）勤務先が複数あり、所定の欄数で足りない場合は、最終欄に全ての勤務先を書き込んでください。収入金額についても合計額を記入してください。

（注2）基本的に前年の収入で選考しますが、前年と本年見込欄の収入とで増減がある場合は、本年見込の収入で選考することになります。

収入変動の状況	「本年見込」欄に記入（入力）する内容
2021年中に 途中就職した場合	無職の期間の収入金額等（注4）、及び就職してから2021年12月末までの収入金額等（見込み）の合計
2021年中（申込月まで） に途中退職した場合	申込月までに退職した定職・アルバイト以外の収入金額等（見込み）の合計 ※申込月までに退職した定職・アルバイトは含めないでください。
2021年中（入学月の前月まで） に受けていた 奨学金が終了した場合	入学月の前月までに終了した奨学金以外の収入金額等（見込み）の合計 ※入学月の前月までに終了した奨学金は含めないでください。
2021年中に 収入が増減した場合	2021年1月以降申込月までに得た収入金額及び申込月以降2021年12月までに得られる予定の収入見込金額の合計 例：2021年6月まで月収15万円で、2021年7月以降月収12万円の場合 本年見込収入金額は、15万円×6か月+12万円×6か月=162万円となります。 なお、賞与が支給される場合は、賞与の金額を加算します。

（注3）アルバイト収入がある人で、本年見込欄に収入金額を書き込んだ場合は、実働の就労時間（週当たり）の記入が必要です。

※短期アルバイトを複数行っている場合は、年間の実働就労時間を推計し、そこから週当たりの就労時間を算出してください。

（注4）無職の期間の収入金額等には、父母等からの給付金や失業給付、預貯金の取崩額等を含みます。

6 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください（入力期限は巻末の「おぼえ書き」に記入してください）。送信した申込内容は原則として変更できません。

(ア) スカラネットの動作確認済み環境

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

- OS : Windows系、iOS系、Android系
- ブラウザ : Internet Explorer、Microsoft Edge、iOS版 Mobile Safari、Android版 Google Chrome

推奨する詳細な製品名等は、スカラネット用ホームページ (<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>) のトップページを参照してください。

(注) OS : Mac系 ブラウザ : Firefox やPC版 Google Chrome 等上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証しておりません。

(イ) スカラネット入力に関する注意事項

- 申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- 入力文字については、下記の「(ウ) 文字入力」を参照してください。
- その他、申込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

(ウ) 文字入力

- 旧字体や複雑な文字入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - 「吉」、「廣」、「祐」、「角」、「邦」などの文字は、表示される場合もありますが、システム上受付できません。
 - 該当する文字の新字体「吉」、「廣」又は「広」、「祐」、「角」、「邦」などで入力してください。
 - 新字体が無い場合は、ひらがなで入力してください。
 - カタカナの「ヲ」は、表示される場合もありますが、カナ氏名欄にはシステム上入力することができません。代わりに「オ」と入力してください。なお、漢字氏名欄にはひらがなの「を」・カタカナの「ヲ」ともに入力が可能なので、これらの文字を入力してください。
- 外国人氏名の入力は、次のとおりの取扱いとなります。
 - ファーストネームとミドルネームはまとめて入力してください。
 - 氏名が全てカタカナの場合は、漢字氏名欄・カナ氏名欄とも、全てカタカナで入力してください（アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください）。これ以外の場合は、下記の（例）のように入力してください。
 - 「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ5文字、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ15文字まで入力できます。

制限文字数を超える場合は、入力できる文字数まで入力してください。（氏名が途中で途切れても構いません。）

（例） 奨学 トーマス 太郎
漢字氏名：【姓】 奨学 【名】 トーマス太（5文字を超える「郎」は入力しない）
カナ氏名：【姓】 ショウウガク 【名】 トーマスタロウ

(エ) スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

(1) ホームページアドレス（URL）の入力

- 次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセスすると確認事項及び「奨学金申込へ」ボタンが表示されます。

<https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/>

受付時間 8:00～25:00（最終締切日の受付時間は8:00～24:00）※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。
余裕をもって入力できるよう、入力開始時間には注意してください。（入力時間の目安：30分～1時間）

(注) 実際の画面と異なる場合があります。

- 確認事項を確認した後、「◆貸与奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）」の「奨学金申込へ」ボタンを押してください。「セキュリティ警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は「OK」ボタンを押してください。次の画面に進みます。



(2) 識別番号の入力

①識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。「ユーザID」は8桁の数字です。

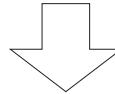
「パスワード」は入力すると●で表示されます。

※「パスワード」確認

「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

②識別番号の入力が終わったら、画面下の[ログイン]ボタンを押してください。

③次の画面に進みます。



ユーザID
パスワード
を入力する

ここを押す

これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を画面の指示に従って入力していきます。

奨学生振込口座情報画面まで入力を終え、[次へ]ボタンを押すと「奨学生申込情報一覧」画面に進みます。

(3) 「奨学生申込情報一覧」(申込内容の確認・訂正)

各入力画面において、誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目がみつかった場合は、ブラウザの「×」ボタンで入力を中止し、確認後に再度はじめから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。
全項目を確認して、ブラウザの機能を利用し、画面を印刷して保管してください。

「奨学生申込情報一覧」の内容に相違がなければ、「■重要事項確認(必須)」を全て確認し、[送信]ボタンを押してください。[送信]ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

※この画像はイメージです

(4) あなたの受付番号

「受付番号」を「スカラネット入力下書き用紙」の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日及び採用後に必要な手続きについては在学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

? こんな時どうするの

<次の画面に進めない時は…>

- ①入力に誤り又はもれがある場合、[次へ]ボタンを押しても次の画面に進めません。
- ②その際、エラー発生を示すメッセージと共にその訂正内容等が表示されます。
- ③指示に従い該当する項目を正しく入力し直してください。

<入力の途中で間違いに気付いた時は…>

- ①次の画面に進んだ場合、途中で誓約画面よりも前の画面には戻れません。
誓約画面から奨学生振込口座画面の間は[戻る]ボタンで前の画面に戻ることができます。
- ②又は「奨学生申込情報一覧」まで進み、訂正を要する画面に戻り、間違いを直してください(上記③参照)。
- ③②の「奨学生申込情報一覧」で訂正が終わったら画面下の[確定]ボタンを押して「奨学生申込情報一覧」の画面に戻ってください。

<入力の途中で強制的に終了がかかった時は…>

この場合、

- ・入力許容時間(8分割中1画面あたり30分)をオーバーしてしまった
- ・機構がデータ更新処理を開始してしまった
- ・スカラネットの動作環境が異なる(29ページ「6 (ア) スカラネットの動作確認済み環境」を参照してください。)

のいずれかが考えられます。

画面内のメッセージに従って申込作業を終了してください。

第3部

奨学生の貸与開始～返還

申し込み後、奨学生として決定し、奨学生の貸与開始から返還までの概要は次のとおりです。

1 採用決定

校長の推薦を受けた人について機関で選考を行い、採用を決定します（決定時期は在学中に確認してください）。校長の推薦を受けた人のうち採用されなかった人は在学を通じて理由を記した不採用通知を交付します。なお、採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。学校又は機関が責任をもって廃棄します。

2 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が学校から交付されます。

	奨学生採用に係る書類	備考
採用された場合の 交付書類	「奨学生証」	
	「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）	本ページ 4 参照
	「奨学生のしおり」	機関ホームページ掲載のみ
	「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ
	「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒）	以下3点が封入されています。 ・「マイナンバー提出書」 ・「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」 ・「提出用封筒」（茶色）

3 マイナンバーの提出

採用となった人は、在学から「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒）が配付されますので、セットに同封されている説明資料をよくお読みいただき、必要書類をととのえて奨学生本人のマイナンバーを機関の指定先に提出してください（提出先は大学院ではありませんのでご注意ください）。提出書類、提出先、提出方法、期限等についてはセットに同封されている説明資料に記載しています。

※過去に採用となった奨学生においてマイナンバーを既に提出している場合は、マイナンバー及びその他確認書類の提出は不要です。

4 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を在学の指示に従って提出し、機関が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、在学が定めた期限までに提出してください。期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学生の全額を速やかに返金していただくことになります。

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

機関保証選択者の提出書類	人的保証選択者の提出書類
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	連帯保証人・保証人の必要書類（19ページ 13 (イ) (4) 参照）
市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）（注）	

※「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※過去に採用となった奨学生においてマイナンバーを既に提出している場合は、住民票の添付は不要です（必要な添付書類は「返還誓約書」右下に印字されます）。

なお、第二種奨学生及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学生については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は14ページ 11 (2) を参照してください。

5 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(ア) 貸与を受けている間の注意事項

- (1) 奨学生に採用された後は、「奨学生のしおり（機構ホームページに掲載）」をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- (2) 在学中は、在学校的奨学生担当者と連絡を緊密に取ってください。在學校が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、在学校的からの呼び出しには必ず応じてください。
- (3) 「返還誓約書」に記入した内容に変更が生じた場合は、在学校的の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(イ) 適格認定

奨学生の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回（12月～2月頃）「奨学生継続願」をスカラネット・パーソナル（裏表紙参照）を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」（スカラネット・パーソナルで確認）に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに、未成年の人は親権者とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学生継続願」を提出してください。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学生の貸与が打ち切られる場合があります。

(ウ) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

(1) 奨学生採用後に変更できる項目

項目		留意事項
ア	奨学生の辞退	奨学生はいつでも辞退する（やめる）ことができます。
イ	奨学生振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。
ウ	貸与月額	本冊子で紹介している奨学生は貸与制であり、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、33ページ「(2) 奨学生採用後に変更できない項目」のクは変更できません。
エ	第二種奨学生の利率の算定方法	貸与時は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても33ページ「(2) 奨学生採用後に変更できない項目」のケは変更できません。
オ	返還方式	第一種奨学生については、返還方式（「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」）を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
カ	連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください（17～21ページ 13 参照）。
キ	保証制度（人的保証から機関保証への変更）	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学生に対する保証料を一括で入金する必要があります（17～21ページ 13 参照）。

(2) 奨学生採用後に変更できない項目

	項目	留意事項
ク	入学時特別増額貸与奨学生の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
ケ	第一種奨学生十入学時特別増額貸与奨学生の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学生」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点での利率の算定方法が確定します。
コ	保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(工) 貸与の終了

次の場合は、奨学生の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学生返還確認票」を交付しますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- (1) 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- (2) 辞退：奨学生が必要でなくなった旨の申出があったとき
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学生の辞退手続きが必要です)。
- (3) 退学：大学等を退学したとき。
- (4) 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- (5) 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6 貸与終了後の返還

(ア) 口座振替

貸与が終了する年度に、在学校的指示に従い、金融機関の窓口で、奨学生返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。その際に「預・貯金者控」を金融機関から受け取り、そのコピーを在學校に提出してください(奨学生を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です)。

(イ) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法(定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」)、第二種奨学生の利率の算定方法により決定されます。

奨学生の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始)。返還は、金融機関の口座からの自動引落しによって行われます。引落し日は毎月27日(この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。

返還額の決定に係る項目の掲載箇所	
利率の算定方法…12ページ 8 (1) 参照	定額返還方式の割賦方法…14ページ 11 (2) 参照
増額貸与利率の算定方法…12ページ 8 (2) 参照	月賦返還の例…34ページ 6 (オ) 参照
元利均等返還…12~13ページ 9 参照	奨学生貸与・返還シミュレーション…35ページ 6 (カ) 参照
返還方式の種類と概要…13~14ページ 11 (1) 参照	

(ウ) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機関に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(工) 繰上返還を希望する場合

奨学生はいつでも繰上返還ができます(全額繰上返還・一部繰上返還ともに可能です)。

なお、第二種奨学生・入学時特別増額貸与奨学生について繰上返還をする場合、その繰上げにあたる期間の利子はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利子はかかります。

(才) 月賦返還の例

(1) 第一種奨学金

◆第一種奨学金 2021年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式 返還金額と回数
				月賦返還額	返還回数（期間）	
修士課程	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回（12年）	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得×9%」÷12
		36か月	1,800,000円	11,538円	156回（13年）	
	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回（14年）	
		36か月	3,168,000円	14,666円	216回（18年）	
博士課程	80,000円	36か月	2,880,000円	15,000円	192回（16年）	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得×9%」÷12
		48か月	3,840,000円	16,000円	240回（20年）	
	122,000円	36か月	4,392,000円	18,300円	240回（20年）	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回（20年）	

(2) 第二種奨学金（4月から貸与を始める場合）

●定額返還方式の例

◆第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率0.16%（注1）の場合		《参考》利率3.0%（上限）の場合		返還回数（期間）
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
50,000円	24か月	1,200,000円	1,212,507円	8,420円	1,448,002円	10,055円	144回（12年）
	36か月	1,800,000円	1,820,239円	11,668円	2,202,404円	14,117円	156回（13年）
	48か月	2,400,000円	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
80,000円	24か月	1,920,000円	1,941,594円	12,445円	2,349,227円	15,059円	156回（13年）
	36か月	2,880,000円	2,919,400円	15,204円	3,672,102円	19,125円	192回（16年）
	48か月	3,840,000円	3,904,917円	16,270円	5,167,586円	21,531円	240回（20年）
100,000円	24か月	2,400,000円	2,430,870円	13,504円	3,018,568円	16,769円	180回（15年）
	36か月	3,600,000円	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	48か月	4,800,000円	4,881,176円	20,338円	6,459,510円	26,914円	240回（20年）
130,000円	24か月	3,120,000円	3,167,691円	14,665円	4,087,467円	18,923円	216回（18年）
	36か月	4,680,000円	4,759,148円	19,829円	6,297,973円	26,242円	240回（20年）
	48か月	6,240,000円	6,345,570円	26,439円	8,397,410円	34,988円	240回（20年）
150,000円	24か月	3,600,000円	3,660,831円	15,253円	4,844,592円	20,185円	240回（20年）
	36か月	5,400,000円	5,491,325円	22,880円	7,266,917円	30,279円	240回（20年）
	48か月	7,200,000円	7,321,817円	30,507円	9,689,270円	40,372円	240回（20年）

◆第二種奨学金 法科大学院で増額貸与を受けた場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》基本部分利率0.16%（注1） 増額部分利率0.36%の場合		《参考》基本部分利率3.0%（上限） 増額部分利率3.2%の場合		返還回数（期間）
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
190,000円	24か月	4,560,000円	4,657,564円	19,406円	6,160,586円	25,668円	240回（20年）
	36か月	6,840,000円	6,986,408円	29,110円	9,240,909円	38,503円	240回（20年）
220,000円	24か月	5,280,000円	5,405,121円	22,521円	7,147,526円	29,781円	240回（20年）
	36か月	7,920,000円	8,107,742円	33,782円	10,721,397円	44,672円	240回（20年）

（注1）2020年12月貸与終了者の利率（利率固定方式）です。

（注2）月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

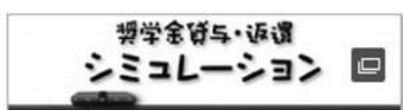
（注3）所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の9%が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を12で割った金額となります（最低返還月額は2,000円）。

(力) 「奨学生貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返回事数等を試算することができるシステムです。

「奨学生貸与・返還シミュレーション」には、以下の①または②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①機関のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/>) のトップページ画面下にあるバナーをクリックする。



機関ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>



②URL (<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>) を直接入力する。



必要な奨学生や返還するときのことも考えて
シミュレーションしてみましょう。



◇STEP 1◇
貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



◇STEP 2◇
貸与情報（STEP 1で入力した内容）の確認をします。



◇STEP 3◇
返還情報（返す時の情報）入力をします。



◇シミュレーション結果◇
STEP 1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

(キ) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、減額返還・返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。

救済制度	説明
減額返還	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1回の願出で減額返還が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、最長15年（180か月）まで適用可能です。</p> <p> 第一種奨学金の返還方式（13～14ページ 11 (1)参照）を「所得連動返還方式」とした場合、減額返還制度は利用できません。</p>
返還期限猶予	<p>傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で返還期限猶予が適用される期間は1年以内です（1年ごとの願出が必要です）。また、願出の事由により、最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。</p>
在学猶予	<p>奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を猶予（先送り）する制度です。1回の願出で卒業予定期まで猶予が適用され（1年ごとの願出が必要な課程もあります）、在学終了月の翌月から数えて7か月目に返還が開始します。また、最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。</p>
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。

(ク) 奨学金の返還を延滞した場合

(1) 延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

(2) 督促・請求

機関又は機関が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関に個人情報を登録する対象となります。

(4) 延滞が長期にわたった場合

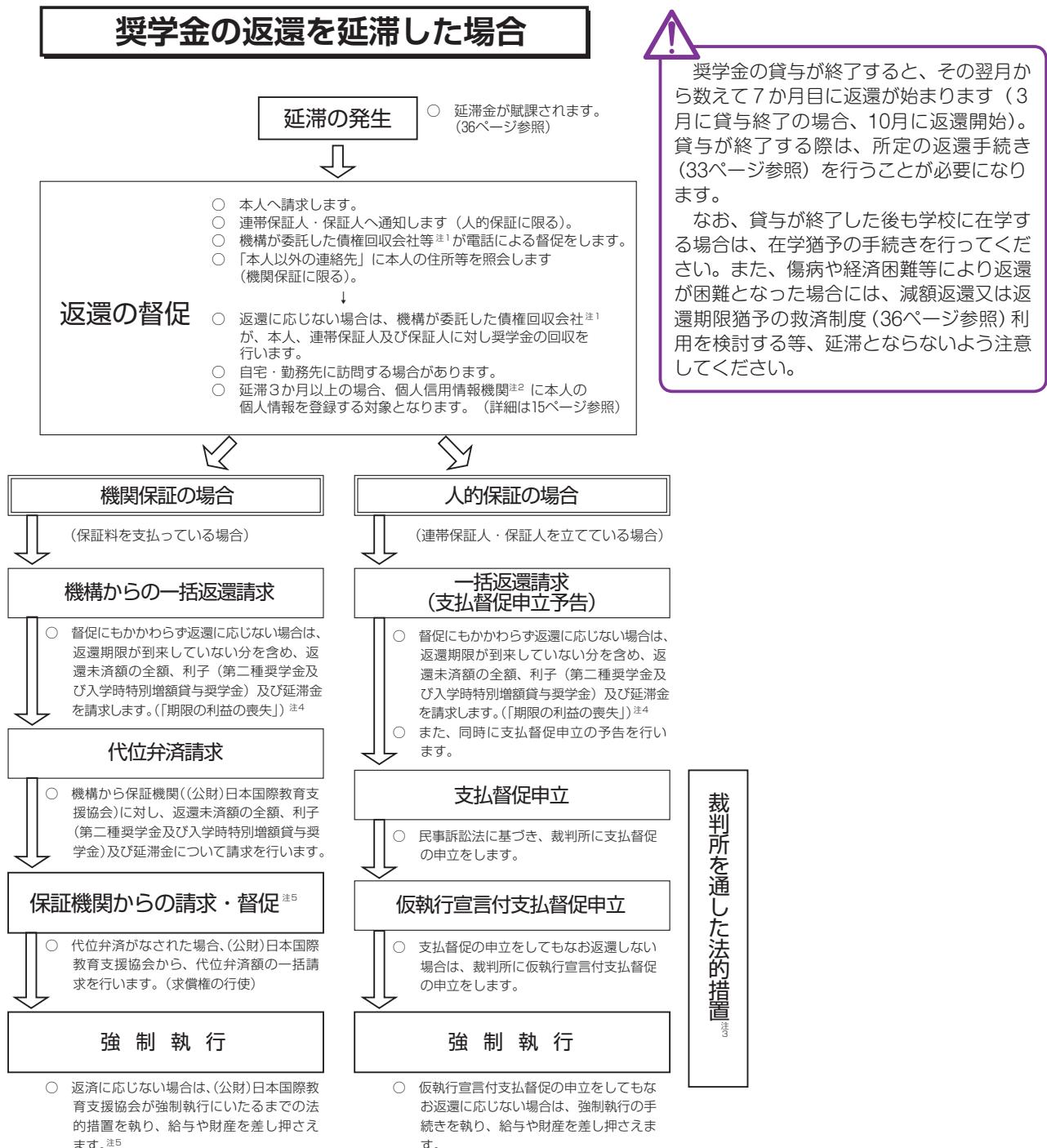
返還期日が到来していない分を含めた返還未済額（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金については発生済利子を含む）及び延滞金について全額一括での返還を請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的措置等をとることとなります（37ページ参照）。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関から請求されることとなります（保証機関からの請求に応じない場合、年10%の遅延損害金が加算され、最終的には強制執行に至るまでの法的措置が執られます）。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続きを執り、最終的に強制執行に至ります（法的手続きを執った場合、その手続費用も併せて請求します）。

資料

奨学生の返還を延滞した場合



- 注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。
- 注2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
- 注3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。
- 注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学生金及び入学時特別増額貸与奨学生金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。
- 注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、右のQRコードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
100,000	1	100,000	36	1,023
200,000		200,000	72	3,928
300,000		300,000	84	6,798
400,000		400,000	120	12,552
500,000		500,000	120	15,690

(2) 第二種奨学金

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学院全課程	50,000	24	1,200,000	144	1,787
		36	1,800,000	156	1,888
		48	2,400,000	180	2,105
		60	3,000,000	204	2,305
	80,000	24	1,920,000	156	3,068
		36	2,880,000	192	3,613
		48	3,840,000	240	4,286
		60	4,800,000	240	4,221
	100,000	24	2,400,000	180	4,340
		36	3,600,000	240	5,440
		48	4,800,000	240	5,358
		60	6,000,000	240	5,277
	130,000	24	3,120,000	216	6,581
		36	4,680,000	240	7,072
		48	6,240,000	240	6,965
		60	7,800,000	240	6,860
	150,000	24	3,600,000	240	8,284
		36	5,400,000	240	8,160
		48	7,200,000	240	8,037
		60	9,000,000	240	7,915
	(15万+4万)	24	4,560,000	240	10,507
		36	6,840,000	240	10,349
	(15万+7万)	24	5,280,000	240	12,174
		36	7,920,000	240	11,992

(注) 大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(3) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額 (円)	増額貸与額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	入学時特別増額 貸与分の保証料額 (円)	
大学院全課程	50,000	300,000	24	1,500,000	156	1,919	11,514	
			36	2,100,000	180	2,139	12,834	
			48	2,700,000	180	2,106	12,636	
			60	3,300,000	228	2,531	15,186	
	80,000		24	2,220,000	168	3,273	12,276	
			36	3,180,000	216	3,992	14,970	
			48	4,140,000	240	4,288	16,080	
			60	5,100,000	240	4,222	15,834	
	100,000		24	2,700,000	180	4,342	13,026	
			36	3,900,000	240	5,443	16,329	
			48	5,100,000	240	5,360	16,080	
			60	6,300,000	240	5,278	15,834	
	130,000		24	3,420,000	240	7,183	16,578	
			36	4,980,000	240	7,074	16,326	
			48	6,540,000	240	6,966	16,077	
			60	8,100,000	240	6,861	15,834	
	150,000		24	3,900,000	240	8,289	16,578	
			36	5,700,000	240	8,163	16,326	
			48	7,500,000	240	8,038	16,077	
			60	9,300,000	240	7,917	15,834	
	190,000 (15万+4万)		24	4,860,000	240	10,510	16,596	
			36	7,140,000	240	10,351	16,344	
	220,000 (15万+7万)		24	5,580,000	240	12,177	16,605	
			36	8,220,000	240	11,992	16,353	

(注) 大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

（特記事項）

- ① 保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
※38~39ページの保証料額は、2020年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときの1回払いとなります。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款
(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、線上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私への連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(注) 本約款は2021年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知ください。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、協会が前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行なうかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

貸与奨学金

2021年度 第一種奨学金 第二種奨学金

確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

〔大学院〕

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は、借入金（貸与奨学金）です。確認書の裏面に記載の事項は、「貸与奨学金案内（本冊子）」に記載している内容です。冊子をよく読み理解したうえで記入してください。

特に

貸与奨学金を申し込み前に 知ってほしい大切なこと

・ここでは、「確認書」に記載されている内容のうち、特に大切な事項をまとめました。

特に大切なこと ※は確認書の記載箇所	借りるとき	返すとき
1. 奨学金を借りるには、「機関保証」（保証機関への保証料の支払いが必要）か、「人的保証」（父母及び親族などが保証）のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【保証】(4)	●	
2. 「機関保証」を選んだ人の振込額は、貸与月額から保証料が差し引かれた金額になります。 ※確認書裏面【保証】(4)	●	
3. 奨学金を借りるには、個人信用情報の取扱いに同意する必要があります。個人信用情報機関には、 <u>延滞した場合のみ個人情報が登録</u> されます。※確認書表面に記載	●	●
4. 奨学金を借りるには、「返還誓約書」などの提出が必要です。なお、「返還誓約書」を提出しないと奨学生としての資格を失い、振込済奨学金の全額を返金しなければなりません。 ※確認書裏面【返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）】(5)	●	
5. 過去に奨学金を借りたことがある人は、借りることができない場合があります。 また、外国籍の人は、 <u>在留資格によって借りることができない場合</u> があります。 ※確認書裏面【貸与期間の取扱い】(8)【申込資格】(10)	●	
6. 奨学金は、 <u>学生本人の口座</u> に振り込まれます。 <u>保護者の口座</u> には、振り込むことができません。 ※確認書裏面【振込み】(11)(12)	●	
7. 無利子の第一種奨学金は、返還方式として「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【返還方式】(1)～(3)	●	
8. 利子付きの第二種奨学金は、利率の算定方法として「利率固定方式」か「利率見直し方式」のどちらかを選ぶ必要があります。※確認書裏面【利率の算定方法】(14)～(16)	●	
9. 学業成績が不振などの場合は、奨学生の資格を失い、 <u>奨学金の貸与が打ち切られる</u> 場合があります。 ※確認書裏面【貸与中の手続等】(20)	●	
10. 奨学金を返す時期は、貸与が終了する月の翌月から数えて7か月目からになります。例えば、3月に卒業する人は、10月から返還が始まります。なお、奨学金を返すための <u>振替用口座（リレーポジ）</u> に加入する必要があります。返還を延滞すると、 <u>延滞金が課されます</u> 。 ※確認書裏面【返還の方法】(1)		●
11. 返還が難しい時は、願い出により <u>月々の返還額を1／2または1／3に減額</u> し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばす制度や返還を先送りする制度を利用できる場合があります。 また、学校に在学している間は、願い出により卒業まで返還を最長10年間先送りできます。 ※確認書裏面【その他手続等】(15)(16)		●
12. 「人的保証」を選んだ人が返還を延滞したときは、連帯保証人（父または母）、保証人（おじ・おばなど）にも請求する場合があります。※確認書裏面【返還の方法】(1)		●

●「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」記入例

記載漏れ等の不備がある場合は、申込みできません。

- ①「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」は、切り離すかコピーをとって使用してください。
※コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。
- ②記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、余白に正しく書き直してください。
※修正液や修正テープ等は使用しないでください。
※署名は必ず自署にて記入してください。
※署名は判読できるように正しく楷書で記入してください。

住民票の住所が現住所（今お住まいの住所）と異なる場合でも現住所を記入してください。

奨学金申込日（西暦）を記入してください。（本書類を記入した日）

（西暦）2021年4月10日

該当する国籍又は在留資格を○で囲んでください。
※d～fの在留資格に該当する場合は、在留期限（在留期間の満了日）も記入してください。
※外国籍の人でb～f以外の在留資格（「家族滞在」等）の人は貸与の対象とはなりません。

学校名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	ここから記入	学籍（学生証）番号
日本学生支援大学	経済	経済	123456	
本 学校の種類 大学（学部）・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校・専門課程	〒162-0000	電話番号（自宅） 03-0000-0000 (携帯) 080-0000-9999		
入 氏 名 フリガナ 漢 字 名 字 姓学太郎	現 住 所	東京都新宿区市谷本村町10-7		
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者（永住の意思がある者に限る） e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等	※ d～fの該当者は在留期限（在留期間の満了日）を記入（年　月）		

【個人信用情報同意条項】機関は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

（個人信用情報の利用・登録等）

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機関が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取り上の判断（返済能力又は払戻先の調査等）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機関が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって登録される不適情報、破産等の官報情報を含む）が登録されている場合には、機関がそれを債権管理（払戻先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便番号の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
賃貸借合意書、賃与合意書、最終返済日の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済時の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機関が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあつた日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互通し提供又は利用されることに同意します。
3. 本機関が個人信用情報機関に登録する場合は次のとおりです。各機関の加盟費は、会員名簿は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関に行うべき事項でござります。
- ①機関が加盟する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pic/>
②同機関と提携する個人信用情報機関
・日本個人信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・㈱ジー・アイ・シー <https://www.gic.co.jp>
(代位弁済後の情報提供について)
4. 私は、機関に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機関が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め
奨学金に関するご質問にはお答えできません。

電話番号は、自宅・携帯とも記入してください。
所有していない場合は、自宅・携帯それぞれの欄に「電話なし」と記入してください。



採用後、奨学生本人と日本学生支援機構との金銭消費貸借契約を明確にする契約書である「返還誓約書」と添付書類を定められた期限までに提出する必要があります。

添付書類は選択する保証制度により異なります。

保証制度の詳細については本冊子の第1部を、添付書類の詳細については本冊子の第3部を参照してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

提出用

[貸与奨学金]確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書

[大学院]

(西暦) 年 月 日

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込みの入力内容又は奨学金案内の記載内容及び以下に記載の貸与申込みの条件、個人信用情報の取扱いに関する各同意条項、機構の諸規程並びに裏面記載事項について、確認し、同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書を提出します。また、機構に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関保証を受ける場合には、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

*必ず各自が記入してください。

学校名		学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	↓ここから記入		学籍(学生証)番号	
本人	学校の種類	大学(学部)・大学院・短期大学 高等専門学校・専修学校専門課程		〒	一	電話番号(自宅) (携帯)	() ()
	フリガナ			現住所			
	漢字			生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別(任意)	男・女
国籍又は在留資格 【該当を○で囲む】	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) ※d~fの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)	e 日本人の配偶者等 f 永住者の配偶者等					

【個人信用情報同意条項】機構は、個人信用情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人信用情報の利用・登録等)

- 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の実事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

- 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行っています（機構ではできません）

①機構が加盟する個人信用情報機関：全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人信用情報機関

・(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> ・(株)シーアイ・シー <https://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

- 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め
奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返済状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

確認書兼同意書は本人控としてコピーを取り、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

--	--	--	--	--	--

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学生においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式（以下、「定期返還方式」という）か、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）が収入に連動して算出した割賦金で返還する方式（以下、「所得連動返還方式」という）を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定期返還方式を選択したものとなります。第二種奨学生においては、定期返還方式のみとなります。
- (2) 所得連動返還方式を選択したものが、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することはできません。
- (3) 収入は定期返還方式を希望する際は機構に願い出る必要があります。なお、貸と終了後は定期返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 奨学生の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証（機関保証）を受けるか、連帯保証人及び保証人を選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学生から所定の保証料を差し引く方法、又は奨学生の選択により保証料を保証機関に払い込む方法によることができます。払い込む方法を希望する場合は、この確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下、「確認書兼同意書」という）を提出する前に機構又は保証機関へ願い出る必要があります。ただし、払い込む方法を選択した奨学生が保証料の払込みを怠ったときは、奨学生の交付を保留することがあります。
- (5) 収入は定期連動返還方式を選択した場合は、機関保証を選択することが必要です。なお、返還方式の変更を願い出た際に受けている保証人が他の保証の場合は、保証料を一括で支払ったうえで機関保証に変更する必要があります。
- (6) 機関保証を選択する場合は、奨学生の貢と終了後においても奨学生本人と確実に連絡をとることができ、機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し、その者の氏名、住所等を本人以外の連絡先として届け出なければなりません。
- (7) 奨学生申込時に連帯保証人及び保証人を選任し、貸与中に連帯保証人又は保証人が死亡する等、真にやむを得ない事由により連帯保証人又は保証人が欠けることになった場合は、機関保証制度への変更を申し出ることができます（上記②の返還方式の変更の場合を除く）。

【返還誓約書（個人信用情報の取扱いに関する同意書）】

- (5) 機関保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに機関保証を受けたことを表示した返還誓約書及び保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を提出しなければなりません。
- (2) 他の保証を選択した奨学生は在学学校長を経て、機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印した返還誓約書を提出しなければなりません。連帯保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）及び收入に関する証明書類、保証人については、印鑑登録証明書（コピー不可）を添付しなければなりません。
- (3) 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合には、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った際に振り込まれた奨学生がある場合には、その全額を機構に返納するものとします。
- (6) 個人番号を提出していない奨学生は返還誓約書に「住民票の写し」を添付しなければなりません。なお、「住民票の写し」は個人番号が記載されていないものとします。
- (7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内（父母を除く）の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間には、下記の学校区分（それぞれの学校の専攻科、大学における別科、専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている専修学校専門課程は、それぞれ異なる学校区分とみなす）において現在に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、現在に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受けれる者が卒業に必要な最短期間）に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、第一種奨学生においては全ての学校の区分を通じて第二種奨学生においては同一の学校の区分におけるの貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間、貸与を受けることができるものとします（同一の学校・学部・学科・研究科を一度退学後に復籍する場合を除く）。

ア 大学

イ 短期大学

ウ 大学院修習課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む）

及び専門職大学院（法科大学院を含む）の課程

エ 大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む）

オ 高等専門学校

カ 専修学校専門課程

- (9) 第一種奨学生の長期履修課程に在学する者の貸与終期は、通常の課程における標準修業年限の終期までとします。

【申込資格】

- (10) 奨学生の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者とします。
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて本邦に在留する者
ウ 同表の定住者の在留資格をもつて本邦に在留する者で永住者もしくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの

【振込み】

- (11) 奨学生は、普通銀行（外国銀行を除く）、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます（信託銀行、農協、漁協及びその他の一部銀行では取り扱っていません）。
- (12) 奨学生は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することができます。入学時特別増額貸与奨学生は、入学年月を始期として基本月額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (13) 貸与月額は、機構が定める手続により変更することができます。

【利率の算定方法】

- (14) 第一種奨学生に併せて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率、第二種奨学生における基本月額に係る利率の算定方法の選択に関しては、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうちインターネットにより入力した方法、又は「奨学生申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
- (2) 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下、「財投」という）の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下、「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (3) 「利率見直し方式」は、貸与終了時は、奨学生の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年（返還の期限を猶予されている期間を除く）に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます（貸与終了時に、奨学生の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します）。

- (15) 第二種奨学生において入学時特別増額貸与奨学生を受けた者及び法科大学院に在学する者が増額月額の貸与を受けた場合の利率は、基本月額に係る利率と入学時特別増額貸与奨学生又は増額月額に係る利率を加重平均して決定します。

- 第二種奨学生における基本月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定し、入学時特別増額貸与奨学生並びに増額月額に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。

- (16) 第二種奨学生における利率の算定方法の変更は、奨学生の交付期間中、機構が定める一定期間届け出ることができます。ただし、第一種奨学生にあわせて入学時特別増額貸与奨学生を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (17) 奨学生は在学学校長あてに毎年度「奨学生継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
- (18) 奨学生は次の場合、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学、留学（休学）又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先の氏名・住所その他の重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学生を辞退するとき。
イ 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに在学学校長を経て機構に届け出なければなりません。
- (19) 機構は在学学校長が次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学生の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
ア 休学したとき又は長期にわたりて欠席したとき。
イ 傷病などのため修学の見込みがないとき。
エ 好業成績が不振又は性行が不良となったとき。
オ 在学学校で処分を受けたとき。
カ 在学学校で学籍を失ったとき。
キ 奨学生の申込時にインターネットに入力すべき事項、もしくは「奨学生申込書」に記載すべき事項を、故意に入力・記載せず、又は虚偽の入力・記載をしたとき。
ク 「奨学生継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他の、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
- (21) 奨学生はいつでも在学学校長を経て、奨学生の辞退を申し出ることができます。
- (22) 奨学生の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり在学学校長を経て願い出たときは奨学生の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学生の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、組合、農業協同組合、公用業協同組合連合会又は漁業協同組合のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法（リレー口座）で返還することになります。（一部の信託銀行、公用業協同組合及びその他一部銀行の口座がこの場合に、奨学生返還を取り扱わない金融機関があります）。機構の指定する期限までに口座振替（リレー口座）加入申込書（預・貯金者控）の写しを提出することになります。延滞すると、延滞している割賦金（利子を除く）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日あたり）3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- 機構が選択した場合、督促されてもなお延滞していると、機構の代位弁済請求に基づき保証機構が機構へ保証債務の履行（代位弁済）を行います。代位弁済請求に基づき保証機構が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額に代わり保証機構が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済に遅延した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞していると本人に対し法的手続がとられる場合もあります。
- 人の保証を選択した場合、督促されてもなお延滞していると、連帯保証人や保証人にに対する返還請求を行います。本人や連帯保証人等に対して法的手続がとられる場合もあります。
- (2) 収入方式が定期返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
- (3) 収入方式が定期返還方式の場合は、20年（月賦返還で240回）以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学生においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された額、第二種奨学生及び第一種奨学生にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学生は、貸与金額（元本）に応じた返還回数で、元利均等計算により算出された額です。
- (4) 収入方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定期返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方法を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
- (5) 割賦金（元本・利子）の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
- (6) 収還期日前に、貸与された奨学生の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手段をとることができます。なお、手続にかかる費用は債務者（本人、連帯保証人又は保証人）の負担となります。
- (8) 本人が債務（貸与を受けた総額・利子・延滞金及び督促手続費用）の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額を返還しなければなりません。
- (9) 口座振替（リレー口座）による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
- (10) 収金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
- (11) 本人、連帯保証人及び保証人から返還期日に遅延しても返還がない場合、又は所定の手続を怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することに同意します。
- (12) 本確認書兼同意書に基づく奨学生貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属の合意管轄裁判所とします。
- 【その他の手続等】
- (13) 奨学生の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は本人以外の連絡先を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
- (14) 本人、連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届出したあった氏名・住所に送達した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着がないものとします。
- (15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願い出により減額返還（1回当たりの割賦金を2分の1又は3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう）を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用できません。
- (16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願い出により返還の期限を猶予することができます。
- (17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
- (18) 本人が死亡したときは、又は精神もしくは身体の障害によって、その奨学生を返還することができなくなったりとしたときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (19) 大学院で貸与を受けた場合に、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学生の全部又は一部の返還を免除することができます。
- (20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に対して提供することができます。
- 【個人番号の利用】
- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」その他の諸規程の定めによります。

おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限日	スカラネット申込入力期限日
月　　日（　）	月　　日（　）　時まで
スカラネット申込入力完了時の受付番号	

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。

奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

奨学金

検索

● 奨学金貸与・返還シミュレーション

奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます
(日本学生支援機構のホームページよりアクセスしてください)。

● スカラネット・パーソナル(スカラPS)

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができる機関の情報システムです。採用となった場合には、必ず新規登録をしてください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細をスカラPSで確認できます
(右のQRコードからアクセスが可能です)。



申込みに関するお問合せ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問合せに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

地方公共団体が実施する奨学金返還支援策(地方創生)

貸与終了後の返還にあたり、地元企業に就職した方等を対象に、地方公共団体において様々な奨学金返還支援策が行われております。

日本学生支援機構のホームページに、こうした地方公共団体における奨学金返還支援制度を紹介するとともに、ホームページ内の「奨学金チャットボット」においても情報を提供していますので、ぜひご活用ください。

● 「地方公共団体の返還支援制度」

日本学生支援機構ホームページに掲載しています。



● 「奨学金チャットボット」

地方公共団体が実施する
奨学金返還支援策など、
奨学金について自動でご案内しています。



【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット(スカラネット)により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金貸与業務(返還業務を含む)に利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。